

イランにおける女性の地位と教育の変化 －ファールス地方とギーラーン地方の農村事例を中心に－

Mostaan Sefat Farahnaz

古代、アケメネス朝（紀元前550年～330年）および、ササン朝ペルシア（西暦224年～642年）の2つの王朝において、イランは西はエーゲ海の沿岸から東はアフガニスタン、北は現在のロシア南部にまでおよぶ大帝国を築いた。

しかし、現在のイランは、石油、天然ガスという天然資源に恵まれているという事実にも関わらず（いやそれなる故に）、イラン・イスラーム革命やイラン・イラク紛争など大きな政治、社会変動を原因とする移民の増加とその結果としての中産階級の弱体化や頭脳流出、若年層の人口の比率の急激な増大、経済の停滞、高水準の失業率、深刻な麻薬問題、保守派と改革派の間の抗争による政治的不安定、民主化や改革の停滞に対する国民の不満というきわめて深刻かつ広範な問題を抱えている。

また、対外的には、イラン・イスラーム革命から、米国大使館人質事件、革命の輸出、米国大統領による「悪の枢軸」発言、加えて最近の核開発疑惑やカナダ国籍のイラン人女性ジャーナリストの司法当局による拘束中の死亡という人権侵害事件など国際的な孤立を深める外交問題を抱えている。しかし、一方で、1998年のハータミー大統領の国連総会での「文明間の対話」の提唱、2000年のハータミー大統領の訪日をはじめとする外交攻勢、IAEA の核查察受け入れといった国際協調路

線も取っており、イランは国際的孤立と国際社会復帰への努力の葛藤のなかで揺れ動いている。

このように外からイランの一般的状況を見ると、現代のイランはきわめて深刻な状況のもとにあるかのように思える。これら、外から見たイランの状況、またはイメージは正しいのか。本論において、社会的に低位にあつた女性の地位の向上問題に焦点を合わせ、イラン社会の地殻変動的な変化が進行していることを論証したい。具体的にはイランの女性の活動、教育、法律上の地位、日常の生活などを先行文献と現地でのフィールド調査により、現代のイランの女性をその歴史的背景を踏まえてその一端を明らかにしていく。

1. イランの歴史における女性の役割と運動 およびイラン女性教育の歴史

第1章の「イランの歴史における女性の役割と運動およびイラン女性教育の歴史」では、19世紀のガージャール朝後期からパフラヴィー王朝、そしてイラン・イスラーム革命とその後にいたるまでのイランにおける女性の役割と運動の歴史、また、これら運動の基礎を形成した女性を中心としたイランの教育の歴史を概括した。

最初にイランの女性運動であるが、19世紀の中頃のバーブ教徒の反乱から、タバコ・ボ

イコット運動、そして、1911年の立憲革命までの経緯をみると、イランの民衆運動の歴史の中には、常に女性が存在しており、重要な、そして一部で過激な役割を果たしてきたことがわかる。バーブ教徒の反乱の指導者は女性であった。

近代のイランの女性運動には、女性たちの帝国主義列強に対する国家独立維持のための愛国的行動、女性の権利の確立、教育の普及、民主化に対する要求といった積極的な国家および社会改革への関わりと、それに対する、イスラーム教シーア派聖職者、王党派を中心とした保守勢力の弾圧という図式が成立する。そして、この図式は当事者の変化、強弱はあるものの、ガージャール朝、パフラヴィー朝、イラン・イスラーム革命を通し、現在まで続いている。

20世紀初頭におけるロシア革命はイランの女性にも大きな影響を与えた。また、イギリスの半植民地という状況のもとで、中央政府という権力機構の不在の中で、数々の女性雑誌が発刊され、社会主義的な女性組織の形成されていった。

しかし、1926年のパフラヴィー王朝の成立は、強力な中央集権国家として、女性たちの運動や地位に別の局面を与えた。パフラヴィー王朝においての近代化は一方において、女性に教育と就業の機会を開いたが、もう一方において、国家が巨大な家父長的な役割を果たし、女性の自立的な活動やジェンダーに対する意識を抑圧し、女性の運動を体制側に組み込んでいった。この上からの近代化およびその徹底の仕方は、なぜ、多くの女性たちが、イラン・イスラーム革命において、常に自分たちを抑圧してきた聖職者を支持したのかを理解するうえで役に立つ。

1979年のイラン・イスラーム革命において、

女性たちの当初の期待は裏切られ、パフラヴィー時代の女性の地位から、かなりの後退を余儀なくされた。女性の権利や自由の制限としては、ヴェール着用の強制、女性の司法職からの追放、キサース（イスラーム刑法）の制定、家族保護法の廃止などがあげられる。しかしながら、1990年代のポストホメイニーの時期になると、特別司法裁判所への女性裁判官の顧問としての参加、女性からの離婚請求の範囲の拡大など、女性の巻き返しにより、徐々にではあるが、女性の権利が回復されていった。また、ヴェールの着用を利用して、多くの女性が多様な職場に進出している。

次に、これら女性の運動の基盤を形成し、女性の地位の向上をもたらすことになる女性への教育について、ガージャール朝後期、19世紀末からの展開を見る。この時期の女性の運動と女子学校の設立の動きは表裏一体の関係にあるといえる。女性運動の活性化は、女子に対する教育の必要性を喚起することになり、女子に対する教育の普及は、やがてさらなる女性運動の活性化につながる。

近代的な女子のための学校の設立の動きは19世紀の初頭に始まる。その一つは外国人による女子学校設立の動きであり、もう一つは西洋の近代的な学校についての情報に触発された知識階級の女性あるいは男性たちによる女子学校設立の動きである。また、西欧列強による半植民地化に近い支配に危機感を高めた政府は、国民に対する教育の重要性を認識するに至ることになり、ここに、政府主導による初等教育がテヘランを中心とする都市部で、そして地方都市に広がっていった。

パフラヴィー王朝の時代に入ると、中央集権下の国家統制により、その近代化、西洋化政策のもとに女子に対する教育も拡充されていった。また、政府主導による道路の建設と

それに伴う交通の改善は、教育を次第に農村部へまで拡大していった。

イラン・イスラーム革命はそれまでの特權階級、都市中心の政策に変わり、非抑圧者のための政策という旗印の下、次第に農村部へと教育を普及していった。

2. 現代イランの教育状況とイラン民法上の女性

第2章の「現代イランの教育状況とイラン民法上の女性」では、現代のイランにおける女性の教育の現状をみていく。そして、女性の置かれている状況、地位をイラン民法上の女性に関する項目からとらえる。

イランの教育状況であるが、初等中等教育での就学率をみると1996年の段階で小学校がほぼ100%、中学校が97%、高校が75%となっている。女子の男子に対する割合は、1999年の段階で小学校が96%、中学校が90%、高校が96%となっており、高校まで男女差はほとんどないと断定できる。

高等教育をみると、大学は、中学校、高等学校を凌駕する勢いで学生数を増やしている。イランの大学は大きく分けて国立大学と1983年に設立されイスラーム自由大学の2系列がある。2002年時点での国立大学の学生数は約76万人、イスラーム自由大学は約81万人で合計、157万人程度となる。大学就学年齢人口の3分の1が大学に在籍することになる。また、在籍者における男女間の格差は見られない。

大学の学生数が急速に増大している理由としては、第1は若者の人口の急増と、これら若者が労働市場へ参入することにより失業が増大することを危惧した政府の政策であると推測できる。若者を4年間、大学に在籍させ

ることで、時間稼ぎをしている訳である。そして第2は女子の大学への進学率が急速に上がっていることである。1993年での大学生に占める女子の男子に対する割合は39%であったのに対し、2000年の時点では79%へと急激に高まっている。女性の場合は就業機会が限られているため、結婚か、大学かという選択の中でとりあえず大学を選択する女性が増えていることがあげられる。

次にイランの女性の地位をイラン民法との関連で見る。イランの民法においては、遺産相続、婚姻、離婚の場合などにおいて女性は不利な立場に立たされてきた、しかし、それも大いに改善されつつある。

親の財産の相続については、女性は男性の2分の1の相続となる。子供が死亡した場合、その子に子や孫がない場合、父親がその財産の3分の2を母親が財産の3分の1を相続する。

婚姻については、女性が不利な立場に立たされるものとして、一時的な婚姻である一時婚（シグヘ）や一夫多妻制などがあげられる。一時婚は期限付きの婚姻であり、この期限も夫の意志により短縮できる。また、夫は一時婚については妻の扶養についての法的義務を持たない。イランの民法では一夫多妻制を、夫がすべての妻を平等に扱うというイスラーム法にのっとり、暗黙のうちに認めている。しかし、夫が複数の妻を平等に扱えるかどうかは夫自身が判断する、とある。さらに離婚については、夫は離婚したい場合、妻が同意しない場合であっても、特別民事裁判所に持ち込み、最終的に意志を通すことができるが、妻は一定の条件のもとでなければ離婚を認められない。1982年に民法が改正され、婚姻契約書に妻が夫を離婚できる12項目が追加された。しかし、男性側が最終的には妻を離婚で

きるのに対し、妻の側は条件付である。

このような民法は男女間の平等という先進国的精神に反し、女性に不利となっている。先進諸国との経済協力を推進するに当たり、法制度の整備が要求されるものと思われる。

3. 現代イランの農村と女性

最後に第3章の「現代イランの農村と女性」において、イランの南西部と北部に位置する2つの地域、3つの農村の女性104人に対し、教育、結婚、保健衛生、日常の生活、地位、選挙への参加などについてインタビュー形式での調査を行い、現在のイラン農村の女性の実態を見ていく。また、異なる年代の女性を調査することで、年齢による差異、また時代による変遷を見る。農村の実態調査を行った理由は、農村女性の地位は常に都市女性のそれより近代化が遅れるというどの国にもある経験から、農村女性の地位向上の実態がわかれれば、全イランの状況がわかると判断したからである。

大東文化大学の故大野盛雄教授の『イラン農民25年のドラマ』は今回のフィールド調査を行った農村の一つ、ファールス州ヘイランバード村での25年に渡る定点観測であるが、この調査は主に男性を中心としたものである。今回の調査では、大野教授の実績を踏まえ、2003年の時点で、また、女性の視点から村の実態を調査、分析し、記録した。なお、本調査は、フィールド調査の一次資料に基づいたものであり、3章は本論のなかでは最も重点が置かれ、紙面も一番多く割いている。また、フィールド調査のインタビューの内容は別冊として、アジア基礎シリーズとしてまとめられた。

農村は一般的に都市より女性の地位問題で

は遅れている。農村がどのような状態かによってイラン全体の情況が判明する。この章において、イラン全般の情況と対象農村女性の発言から、男女差と女性の家庭内および社会での地位、発展段階を教育、結婚、女性の経済力に焦点をあてながらしていく。

最初に、教育であるが、第2章で述べたようにイランにおける初等中等教育の就学率は1996年の段階で小学校がほぼ100%、中学校が97%、高校が75%となっている。また、高い就学率のもと、男女間の格差はほぼ解消されている。この全国での情況を反映し、調査対象3村においても、調査した女性については、40歳以上では全ての女性が学歴がないのに対し、30代では学歴の無い者の比率は30%、20代で5%、10代で0%となっている。小学校卒業以上の女性の比率は30代では50%、20代では85%、10代で100%となっている。また、10代での高校在学中、卒業は7割程度となっている。

高等教育についてみると、高校まで進学した者の高等教育への関心は高い。ナスロッタバード村とコネセスター村で面接した17歳から22歳までの女性16人のうち、1人が大学へ入学しており、5人が大学進学志望である。3人に1人が高等教育を受けているか、受けれる予定であり、これはイラン全体の進学状況と一致している。

次に結婚、子供の数、出産、避妊、結婚の形態について、最初に結婚年齢についてみた。既婚者の結婚年齢をみると、8割の者が21歳未満で結婚している。しかしながら、未婚者の結婚希望年齢を見ると、20歳未満での結婚を希望している者は18%に過ぎない。一番多いのが20歳から22歳での結婚で29%、25歳以上でと答えた者は20%となり、確実に結婚年齢が上がっている。イラン全体での女性の平

均初婚年齢は1996年の時点では都市部で22.5歳、農村部で22.3歳である。このことから、2003年の調査時点でのこれら3村での未婚女性の結婚希望年齢は、1996年のイラン全体の傾向よりも高くなっている。

既婚者および未婚者の子供の数については、40歳以上の女性は5人またはそれ以上の子供を持つものがほとんどである。30代の女性については5人以上は33%、最も多いのが3人で33%、そのほか2人および4人が同率で13%となっている。20代の女性については、半数は1人である。未婚女性の子供の希望数については、2人という答えが最も多く67%、次に24%が1人、要らないが4%となっており、今後、イランにおいて急激な少子化の傾向が予測される。農村部の教育のレベルが上がってくるに従い、子供についての考え方が、以前の労働力、老後の保険という考え方から、今後、複雑化する社会に有利に対処するため、できる限りの教育を受けさせるのが親の責任であるという考え方へ変わっているようである。そのための費用を見越して、少子化という傾向として顕在化していると推測できる。

出産については、最近の出産はほとんど病院で行われおり、今では農村部においても、自宅で出産という形態はほとんどない。

避妊については、ナスロッラバード村とコネセスター村の保健所のデータで、最も多いのがピルで34%、次が避妊手術で34%、コンドームが6%と続く。コンドームの使用が6%と非常に少ないのは、男性がコンドームを使いたがらないためと推測できる。イランでは公では中絶が認められておらず、ピルやIUDが体に合わない女性で、もう子供は要らないという場合、避妊手術という選択になる。ここに男性のエゴと農村での女性の地位の低さの一端をみることができる。しかし、これ

ら農村部の女性たちについても、年齢層が下がるにつれて意識が高まってきており、最近の若い既婚女性においては、避妊手術の割合は低下していると推測できる。

村人の結婚の形態については、40歳以上の女性の場合、結婚相手は親同士が決め、本人の意志が聞かれなかったケースがほとんどである。年齢が下がるにしたがって、親が、本人の意向を尊重するようになっている。未婚の女性は親の意見は尊重するが、恋愛での結婚を希望する者がほとんどである。

なお、男性の女性たちに対する態度、女性の地位については、ヘイラーバード村とナスロッラバード村とコネセスター村では大きな違いがあった。ヘイラーバード村では男たちは保守的であり、女性たちの外出にはきわめて否定的であった。これに対して、ギーラーン州の2村では、男たちは保守的でなく、女性の外出は自由である。10代の女性でも1人で町まで買い物に行く。家の作りを見ても、ヘイラーバード村の家が堀で囲まれているのに対し、ギーラーン州の2村では家に堀などはなく、開放的な作りである。ギーラーン州は北のロシアやアゼルバイジャンなどに近く、これら旧社会主义諸国の影響を受けてきたことで、ファールス州や、テヘランに比べても開放的で自由など風土になったと観察することができる。

女性の経済力についてみると、家計はファールス州でも、ギーラーン州においても農村部ではほとんど男性が管理している。女性の財産権については、民法の離婚の規定、離婚後の女性の就業機会がほとんどないことから、離婚後の生活保障として婚資に頼ることが多い。また、最近は失業率の高さから、若者の間に麻薬中毒が増えていることもあり、婚資は高額となっている。

最後に、女性の社会参加としての選挙について述べる。今回調査した3村の女性については、ほとんどの女性が大統領、国會議員から、村の評議会委員の選挙にいたるまで選挙に参加し、投票をしている。また、村の評議

員に対しては批判的なコメントも多く、積極的に棄権をしている女性もいた。また、年齢の高い、学歴のない女性でも教育や村のインフラなどに対する要求度は高かった。